

区西北部医療圏 緩和ケア関連施設



別添 1 の「第 9」の 2 の(3)に規定する

在宅緩和ケア充実診療所・病院加算（在緩診実）

2 往診料の加算等の適用

(3) 往診料の加算等に規定する在宅緩和ケア充実診療所・病院加算の施設基準

ア 1 の(1)又は(2)に規定する在宅療養支援診療所であって、過去 1 年間の緊急の往診の実績を15件以上有し、かつ、過去 1 年間の在宅における看取りの実績を20件以上有していること。

イ 末期の悪性腫瘍等の患者であって、鎮痛剤の経口投与では疼痛が改善しないものに対し、患者が自ら注射によりオピオイド系鎮痛薬の注入を行う鎮痛療法を実施した実績を、過去 1 年間に 2 件以上有していること、又は過去に 5 件以上実施した経験のある常勤の医師が配置されており、適切な方法によってオピオイド系鎮痛薬を投与（投与経路は問わないが、定期的な投与と頓用により患者が自ら疼痛を管理できるものに限る。）した実績を過去 1 年間に10件以上有していること。

ウ 第 4 の 2 がん性疼痛緩和指導管理料の施設基準に定める「がん等の診療に携わる医師等に対する緩和ケア研修会の開催指針に準拠した緩和ケア研修会」又は「緩和ケアの基本教育のための都道府県指導者研修会等」を修了している常勤の医師がいること。

エ 緩和ケア病棟又は在宅での 1 年間の看取り実績が10件以上の保険医療機関において、3 か月以上の勤務歴がある常勤の医師（在宅医療を担当する医師に限る。）がいること。

オ 院内の見やすい場所等に、過去 1 年間の看取り実績及び十分な緩和ケアが受けられる旨の掲示をするなど、患者に対して必要な情報提供が行われていること。

(4) 往診料の加算等に規定する在宅療養実績加算 1 の施設基準

1 の(3)に規定する在宅療養支援診療所であって、過去 1 年間の緊急の往診の実績を10件以上有し、かつ、過去 1 年間の在宅における看取りの実績を 4 件以上有していること。

(5) 往診料の加算等に規定する在宅療養実績加算 2 の施設基準

ア 1 の(3)に規定する在宅療養支援診療所であって、過去 1 年間の緊急の往診の実績を 4 件以上有し、かつ、過去 1 年間の在宅における看取りの実績を 2 件以上有していること。

イ 第 4 の 2 がん性疼痛緩和指導管理料の施設基準に定める「がん等の診療に携わる医師等に対する緩和ケア研修会の開催指針に準拠した緩和ケア研修会」又は「緩和ケアの基本教育のための都道府県指導者研修会等」を修了している常勤の医師がいること。

板橋区

別添1の「第9」の2の(3)に規定する在宅緩和ケア充実診療所・病院加算（在緩和診実）



豊島区

別添1の「第9」の2の(3)に規定する在宅緩和ケア充実診療所・病院加算（在緩和診実）



練馬区

別添1の「第9」の2の(3)に規定する在宅緩和ケア充実診療所・病院加算（在緩診実）



北区
 別添1の「第9」の2の(3)に規定する在宅緩和ケア充実診療所・病院加算（在緩和診実）



在宅療養支援**病院**の規定

往診料の加算等の適用

別添 1 の「第14の 2」の 2 の(2)に規定する

在宅緩和ケア充実診療所・病院加算（在緩診病）

2 往診料の加算等の適用

(1) 1 の(1)及び(2)に規定する在宅療養支援病院は、往診料の加算等に規定する「病床を有する場合」に該当するものとする。

(2) 往診料の加算等に規定する在宅緩和ケア充実診療所・病院加算の施設基準

1 の(1)又は(2)に規定する在宅療養支援病院であって、第 9 の 2 の(3)に規定する要件を満たしていること。

(3) 往診料の加算等に規定する在宅療養実績加算 1 の施設基準

1 の(3)に規定する在宅療養支援病院であって、過去 1 年間の緊急の往診の実績を 10 件以上有し、かつ、過去 1 年間の在宅における看取りの実績を 4 件以上有していること。

(4) 往診料の加算等に規定する在宅療養実績加算 2 の施設基準

1 の(3)に規定する在宅療養支援病院であって、第 9 の 2 の(5)に規定する要件を満たしていること。

北区

別添1の「第14の2」の2の(2)に規定する
在宅緩和ケア充実診療所・病院加算（在緩和病）



緩和ケア病棟入院料

改定後

【緩和ケア病棟入院料】

(新) 緩和ケア病棟入院料1

30日以内	5,051点
60日以内	4,514点
61日以上	3,350点

(新) 緩和ケア病棟入院料2

30日以内	4,826点
60日以内	4,370点
61日以上	3,300点

(1) 緩和ケア病棟入院料1の施設基準

- イ 主として悪性腫瘍の患者又は後天性免疫不全症候群に罹患している患者を入院させ、緩和ケアを一般病棟の病棟単位で行うものであること。
- ロ 当該病棟において、一日に看護を行う看護師の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が七又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護を行う看護師が本文に規定する数に相当する数以上である場合には、当該病棟における夜勤を行う看護師の数は、本文の規定にかかわらず、二以上であることとする。
- ハ 当該療養を行うにつき十分な体制が整備されていること。
- ニ 当該体制において、緩和ケアに関する研修を受けた医師が配置されていること（当該病棟において緩和ケア病棟入院料を算定する悪性腫瘍の患者に対して緩和ケアを行う場合に限る。）。
- ホ 当該療養を行うにつき十分な構造設備を有していること。
- ヘ 当該病棟における患者の入退棟を判定する体制がとられていること。
- ト 健康保険法第六十三条第二項第五号及び高齢者医療確保法第六十四条第二項第五号に規定する選定療養としての特別の療養環境の提供に係る病室が適切な割合であること。
- チ がん診療の拠点となる病院若しくは公益財団法人日本医療機能評価機構等が行う医療機能評価を受けている病院又はこれらに準ずる病院であること。
- リ 連携する保険医療機関の医師・看護師等に対して研修を実施していること。
- ヌ 次のいずれかに該当すること。
 - ①入院を希望する患者の速やかな受入れにつき十分な体制を有すること。
 - ②在宅における緩和ケアの提供について、相当の実績を有していること。

板橋区 緩和ケア病棟入院料 1



北区 緩和ケア病棟入院料 1



有床診療所緩和ケア診療加算

A 226-3有床診療所緩和ケア診療加算（1日につき）・・・150点

注

別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た診療所である保険医療機関において、緩和ケアを要する患者に対して、必要な診療を行った場合に、当該患者について、所定点数に加算する。

通知

(1)本加算は、一般病床に入院する**悪性腫瘍、後天性免疫不全症候群**又は**末期心不全**の患者のうち、疼痛、倦怠感、呼吸困難等の身体的症状又は不安、抑うつなどの精神症状を持つ者に対して、当該患者の同意に基づき、**医師、看護師が共同して緩和ケアに係る診療が行われた場合に算定**する。なお、末期心不全の患者については、A 2 2 6 – 2 緩和ケア診療加算の（2）の基準に該当するものに限る。

(2)緩和ケアに従事する医師、看護師は、身体症状及び精神症状の緩和を提供することが必要である。緩和ケアに従事する医師又は看護師のいずれかは緩和ケアに関する研修を修了していること。ただし、後天性免疫不全症候群の患者を診療する際には当該研修を修了していなくても本加算は算定できる。

(3)緩和ケアに係る診療に当たり、医師、看護師が共同の上別紙様式3（主治医、精神科医、緩和ケア医は同一で差し支えない。）又はこれに準じた緩和ケア診療実施計画書を作成し、その内容を患者に説明の上交付するとともに、その写しを診療録に添付すること。

(4)当該加算を算定する患者については入院精神療法の算定は週に1回までとする。

(5)院内の見やすい場所に緩和ケア診療が受けられる旨の掲示をするなど、患者に対して必要な情報提供がなされている。

有床診療所緩和ケア診療加算



※届出施設が少ない為、区西北部医療圏として表示

緩和ケア診療加算

- 進行した心不全の患者に対する緩和ケアを評価する観点から、緩和ケア診療加算及び有床診療所緩和ケア診療加算について、末期心不全の患者を対象に追加する。



A 226-2緩和ケア診療加算（1日につき）・・・390点

通知（※一部抜粋）

- (1)本加算は、一般病床に入院する悪性腫瘍、後天性免疫不全症候群又は末期心不全の患者のうち、疼痛、倦怠感、呼吸困難等の身体的症状又は不安、抑うつなどの精神症状を持つ者に対して、当該患者の同意に基づき、症状緩和に係るチーム（以下「緩和ケアチーム」という。）による診療が行われた場合に算定する。

- ア 身体症状の緩和を担当する専任の常勤医師
- イ 精神症状の緩和を担当する専任の常勤医師
- ウ 緩和ケアの経験を有する専任の常勤看護師
- エ 緩和ケアの経験を有する専任の薬剤師

なお、アからエまでのうちいずれか1人は専従であること。ただし、当該緩和ケアチームが診療する患者数が1日に15人以内である場合は、いずれも専任で差し支えない。

板橋区 緩和ケア診療加算



練馬区 緩和ケア診療加算



がん性疼痛緩和指導管理料

B 00122がん性疼痛緩和指導管理料・・・200点

注

- 1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、がん性疼痛の症状緩和を目的として麻薬を投与している患者に対して、WHO方式のがん性疼痛の治療法に基づき、**当該保険医療機関の緩和ケアに係る研修を受けた保険医が計画的な治療管理及び療養上必要な指導を行い、麻薬を処方した場合に、月1回に限り算定**する。
- 2 当該患者が15歳未満の小児である場合には、小児加算として、所定点数に50点を加算する。

板橋区 がん性疼痛緩和指導管理料



板橋区

がん性疼痛緩和指導管理料

	医療機関名
1	日本大学医学部附属板橋病院
2	医療法人財団 健康文化会 小豆沢病院
3	医療法人社団 明芳会 板橋中央総合病院
4	帝京大学医学部附属病院
5	板橋区医師会病院
6	佐藤クリニック
7	医療法人社団 桐心会 林クリニック
8	医療法人社団 慈慶会 石澤内科クリニック
9	渡辺産婦人科医院
10	医療法人社団 恵陽会 長沢医院
11	小豆沢病院附属本蓮沼診療所
12	吉野内科クリニック
13	医療法人社団 隆勇会 新河岸クリニック
14	やまと診療所
15	医療法人社団 紬愛会 新板橋クリニック
16	まつもとクリニック
17	医療法人社団 昭成会 田崎病院
18	医療法人社団 正風会 小林病院
19	医療法人社団 和好会 金子病院
20	医療法人社団 明芳会 イムス記念病院
21	医療法人社団 叡宥会 安田病院
22	東京都健康長寿医療センター
23	公益財団法人 東京都保健医療公社 豊島病院
24	医療法人財団 明理会 東京腎泌尿器センター大和病院
25	医療法人社団 明芳会 高島平中央総合病院
26	医療法人社団 清和昌綾会 飯沼病院

練馬区

がん性疼痛緩和指導管理料

	医療機関名
1	医療法人社団 浩生会 浩生会スズキ病院
2	すずしろ医療生活協同組合 すずしろ診療所
3	医療法人社団 白鳳会 大角医院
4	医療法人財団 秀行会 阿部クリニック
5	医療法人社団 康和会 田中医院
6	医療法人社団 岡田医院
7	医療法人社団 じんの内科医院
8	医療法人社団 アイディーエス じぶクリニック
9	鈴木医院
10	医療法人社団 錦祥会 錦クリニック
11	阪本クリニック
12	てらもとクリニック
13	ねりま西クリニック
14	間遠医院
15	おなかの富士見台クリニック
16	医療法人社団 平真会 薬師堂診療所
17	医療法人社団 優夏会 川村内科クリニック
18	医療法人社団 順洋会 武蔵野総合クリニック練馬
19	メディケアクリニック石神井公園
20	医療法人社団 健功会 山川クリニック
21	祐ホームクリニック平和台
22	練馬東クリニック
23	医療法人社団 重陽 さんくりにっく
24	つちやハートクリニック
25	医療法人社団 悠翔会 悠翔会くらしケアクリニック練馬
26	ホームクリニック えにし
27	学校法人 順天堂 順天堂大学医学部附属練馬病院
28	公益財団法人 東京都医療保健協会 練馬総合病院
29	医療法人社団 はなぶさ会 島村記念病院
30	公益社団法人 地域医療振興協会 練馬光が丘病院

北区 がん性疼痛緩和指導管理料



医療機関名	
1	医療法人財団 逸生会 大橋病院
2	医療法人財団 健康文化会 桐ヶ丘団地診療所
3	生協浮間診療所
4	医療法人社団 片桐会 たけし整形外科内科医院
5	医療法人社団 鳳優会 あすかホームケアクリニック
6	医療法人社団 葉月会 みやけクリニック
7	東京ふれあい医療生活協同組合 梶原診療所
8	おりはた乳腺胃腸パラスクリニック
9	医療法人社団 誠由会 さくた在宅ケアクリニック
10	いとう王子神谷内科外科クリニック
11	わたなべ耳鼻咽喉科
12	医療法人社団 埴原会 赤羽病院
13	医療法人社団 博栄会 赤羽中央総合病院
14	王子生協病院
15	公益社団法人地域医療振興協会 東京北医療センター
16	医療法人財団 明理会 明理会中央総合病院
17	医療法人社団 福寿会 赤羽岩淵病院
18	花と森の東京病院
19	王子生協病院

豊島区 がん性疼痛緩和指導管理料



豊島区

がん性疼痛緩和指導管理料

	医療機関名
1	東京都立大塚病院
2	医療法人社団 慈幸会 安井医院
3	大塚クリニック
4	医療法人社団 創成会 土屋医院
5	あずま通りクリニック
6	要町ホームケアクリニック
7	目白医院
8	医療法人社団 愛語会 要第2クリニック
9	西池袋醫院
10	医療法人社団 健翔会 豊島長崎クリニック
11	医療法人社団 邦英会 関野臨床薬理クリニック
12	医療法人社団 ゆみの ゆみのハートクリニック
13	医療法人社団 あい あい・ホームクリニック豊島
14	医療法人社団 ききょう会 巣鴨ホームクリニック
15	医療法人社団 法山会 山下診療所 大塚
16	千川胃腸内科外科クリニック
17	医療法人社団 育生會 山口医院
18	目白すずきクリニック
19	要町病院
20	医療法人社団 久福会 関野病院

外来緩和ケア管理料

B 00124外来緩和ケア管理料・・・290点

注

- 1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、緩和ケアを要する入院中の患者以外の患者（がん性疼痛の症状緩和を目的として麻薬が投与されている患者に限る。）に対して、**当該保険医療機関の保険医、看護師、薬剤師等が共同して療養上必要な指導を行った場合に、月1回に限り算定する。**
- 2 当該患者が15歳未満の小児である場合には、小児加算として、所定点数に150点を加算する。
- 3 区分番号 B 0 0 1 の22に掲げるがん性疼痛緩和指導管理料は、別に算定できない。
- 4 医療提供体制の確保の状況に鑑み別に厚生労働大臣が定める地域に所在する保険医療機関であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出たものについては、注1に規定する届出の有無にかかわらず、所定点数に代えて、外来緩和ケア管理料（特定地域）として、150点を算定する。

板橋区 外来緩和ケア管理料



練馬区 外来緩和ケア管理料

